

議案第 110 号

多可町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例及び多可町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例及び多可町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求めらる。

平成 25 年 12 月 19 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び  
多可町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する  
条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
条例第 号

(多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成17年多可町条例第45号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

7 平成26年1月1日から平成26年3月31日までの間における町長及び副町長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表に定める額から、町長にあつては100分の20を、副町長にあつては100分の10を減じた額とする。

(多可町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 多可町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成17年多可町条例第47号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4 平成26年1月1日から平成26年3月31日までの間における教育長の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から100分の8を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>附 則 1～6 略</p>	<p>附 則 1～6 略 7 <u>平成26年1月1日から平成26年3月31日までの間における町長及び副町長の給料月額</u>は、第3条の規定にかかわらず、別表に定める額から、町長にあっては100分の20を、副町長にあっては100分の10を減じた額とする。</p>

多可町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>附 則 1～3 略</p>	<p>附 則 1～3 略 4 <u>平成26年1月1日から平成26年3月31日までの間における教育長の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から100分の8を減じた額とする。</u></p>